



2024年12月5日

各位

会社名 株式会社 Birdman
代表者名 代表取締役社長 嶋津 宗成
(コード番号：7063 東証グロース)
問合せ先 執行役員 CFO 兼 管理本部長 若山 尚文
(TEL 03-6865-1322)

資金使途の順位変更に伴う資金使途の変更並びに開示遅延に関するお知らせ

当社は、2024年5月9日に開示いたしました「第三者割当による新株式発行、第7回新株予約権の発行並びに親会社以外の支配株主、その他の関係会社、及び主要株主の異動に関するお知らせ」に関わる資金使途に関して、資金使途が変更されたことから内容をお知らせさせていただきます。また、本件資金使途の順位変更に伴い必要となる適時開示に関して開示遅延に該当しております。

株主、投資者の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、心より深く申し上げます。当社はこのような開示遅延が発生しましたことを厳粛に受け止めると共に、今後再発することのないよう、再発防止策を早急に策定し実行することにより、役職員一同皆様からの信頼回復に最善を尽くしてまいります。

記

1. 資金使途変更の理由

本資金調達以降、2024年6月期決算発表を受け、当社の株価は下落基調となりました。そのため、資金調達で予定をしておりました新株予約権の権利行使が進まず、資金獲得が進まないことに伴い、本来資金使途として劣後していた「契約負債の返済」及び「運転資金」へと充当されるに至りました。

そのため、当初の資金使途の順位と異なる状況となったものであります。

2. 変更の内容

①新株式

【変更前】

具体的な使途	金額	支出予定時期
①金融機関への短期借入金返済（1）	540百万円	2024年5月～2024年6月
②ブリッジローンの返済（1）	400百万円	2024年5月～2024年6月

【変更後】

具体的な使途	金額	支出時期
①金融機関への短期借入金返済（1）	540百万円	2024年5月
②ブリッジローンの返済（1）	400百万円	2024年5月

②第7回新株予約権

第7回新株予約権の発行及び本日現在における権利行使に伴い獲得した資金の合計金額は388,454,000円（発行により得た資金は、28,842,000円であり、権利行使により得た資金は、359,612,000円）であります。

【変更前】

具体的な用途	金額	支出予定時期
③ブリッジローンの返済（2）	100百万円	2024年5月～2024年9月
④新規事業進出のためのM&A資金	600百万円	2024年5月～2024年9月
⑤契約負債の返済	285百万円	2024年5月～2024年12月
⑥金融機関への短期借入金返済（2）	190百万円	2024年5月～2026年6月
⑦運転資金	238百万円	2024年5月～2026年6月

(注) 1. ③ブリッジローンの返済（2）につきましては、支出予定時期である弁済期限を超過しておりますが、本日現在、未返済となっております。今後、新たな短期借入を行うことにより充当を行う予定であります。

2. ④新規事業進出のためのM&A資金につきましては、当該「第7回新株予約権」の権利行使が進んでいないため、投資などを行っておりません。

3. ⑤契約負債に関しましては、「①新株式」で獲得した1,040百万円とそれに伴い充当した「①金融機関への短期借入金返済（1）」540百万円及び「②ブリッジローンの返済（1）」400百万円の合計940百万円との差額である残額100百万円より充当し、残額185百万円につきましては、貸倒引当済みの債権の回収などや代表者からの借入金による手持ち資金にて完済となっております。

4. ⑥金融機関への短期借入金返済（2）は新たな短期借入金での借り換え及び前期に比較し、売上の大幅な減少に伴い、予定納税が過大納付となった消費税の還付金からの充当を検討しております。

5. 発行費用は、本来新株式発行分から控除予定でありましたが、新株予約権の権利行使に伴う調達資金から控除いたしました。

【変更後】

具体的な用途	金額	支出予定時期
⑤契約負債の返済	100百万円	2024年5月
⑦運転資金	239百万円	2024年7月～2024年10月
⑧第7回新株予約権の取得及び消却費用	21百万円	2024年12月

(注) 1. 第7回新株予約権の発行及び権利行使に伴い獲得した資金388,454,000円であります。また、⑦運転資金として2024年10月までに使用した金額は239百万円であり、2024年10月までに発行費用として128百万円を充当しております。

2. ⑤契約負債の返済100百万円の支出時期が2024年5月となっているのは、その充当原資が「①新株式」で獲得した1,040百万円とそれに伴い充当した「①金融機関への短期借入金返済（1）」540百万円及び「②ブリッジローンの返済（1）」400百万円の合計940百万円との差額である残額100百万円より充当されたことによるものであります。

3. ⑧第7回新株予約権の取得及び消却費用は、今回新たに第8階新株予約権の発行を行うことに伴い、発生することとなった新たな資金用途であります。

3. 改善措置

(1) 開示遅延の発生原因

当社は、第三者割当てにより調達した手取り資金の用途について、変更がある場合には適時に開示すべきことについては認識しておりましたが、調達した資金の管理につきましては、これを分別して管理する

などの資金管理体制を構築いたしておりませんでした。また、調達した資金の用途について、当社の前代表取締役の判断でなされた事項が管理部門に伝達されていなかったため、その内容が資金用途の変更に当たるとの認識ができておりませんでした。そのため、資金用途の変更について適時に開示することを確実に実行する体制を確立しておらず、資金用途の順位変更に伴う資金用途の変更の開示遅延が生じてしまいました。

(2) 再発防止に向けた改善措置

当社の取引金融機関で、資金を分別管理するための口座を設けることといたします。今後、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による増資などにより調達する資金は、他の資金とは分別して管理することといたします。その上で、当社管理本部が、資金使用の際にはその都度資金用途別を確認し、対象となる口座から出金することといたします。

出金時、資金用途が合致しないと判断した場合は、出金を差し止めることとし、資金用途の変更が必要である場合には、当社取締役会の決議により資金用途を変更し、適時開示することといたします。

4. 今後の見通し

本件が当社の業績に与える影響は軽微と考えておりますが、今後の業績に与える影響について開示すべき事項が生じた場合に、速やかに開示いたします。

以 上